



平成 28 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社土屋ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 土屋 昌三  
(コード：1840 東証第2部・札証)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 前川 克彦  
(TEL. 011-717-5556)

### 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 28 年 12 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率を向上させ株主還元に資するため、自己株式の取得を行うものであります。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 600,000 株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.35%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000 円 (上限)                                 |
| (4) 取得期間       | 平成28年12月8日～平成29年5月31日                              |

(ご参考) 平成28年11月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	25,518,872 株
自己株式数	256,246 株

以 上